

租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則及び租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第三十四号

租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則及び租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

(租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正)

**第一条** 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和四十九年四月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(申請書等の経由)

**第十二条** この規則の規定により、知事に提出する申請書又は届出書は、宅地の造成区域に係る土地の区域を管轄する土木事務所(当該土木事務所の長が奈良土木事務所)の長である場合にあつては郡山土木事務所の長、宇陀土木事務所の長又は吉野土木事務所(当該土木事務所)の長とする。を經由して提出しなければならない。この場合において、当該申請又は届出に係る宅地の造成区域に係る土地の区域が二以上の土木事務所の管轄区域(前段の規定により他の土木事務所の管轄区域に係る申請又は届出を經由することとされている場合にあつては、当該他の土木事務所)の管轄区域を含む。以下同じ。)にまたがるときは、当該土地の区域の主たる部分が存する土地の区域を管轄区域とする土木事務所(当該土木事務所)の長を經由して提出するものとする。

(租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

**第二条** 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和四十九年四月奈良県規則第二号)の一部を次

のように改正する。

第二条第二項第五号中「第四条の十六第四項」を「第四条の十六第五項」に、「仮使用承認通知書」を「仮使用認定通知書」に改める。

第三条第二項第一号中「仮使用承認通知書」を「仮使用認定通知書」に改める。

第六条を次のように改める。

(申請書の經由)

**第六条** この規則の規定により知事に提出する優良住宅認定申請書は、当該一団の宅地に係る土地の区域を管轄する土木事務所の長（当該土木事務所が奈良土木事務所である場合にあつては郡山土木事務所の長、宇陀土木事務所の長又は吉野土木事務所の長である場合にあつては中和土木事務所の長、五條土木事務所の長である場合にあつては高田土木事務所の長とする。）を經由して提出しなければならない。この場合において、当該申請に係る一団の宅地に係る土地の区域が二以上の土木事務所を管轄区域（前段の規定により他の土木事務所を管轄区域に係る申請を經由することとされている場合にあつては、当該他の土木事務所を管轄区域を含む。以下同じ。）にまたがるときは、当該土地の区域の主たる部分が存する土地の区域を管轄区域とする土木事務所の長を經由して提出するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条中租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則第二条第二項第五号及び第三条第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により奈良土木事務所の長、宇陀土木事務所の長、吉野土木事務所の長又は五條土木事務所の長に対して提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。